

登録電気工事業者登録簿謄本の交付、閲覧

登録電気工事業者の登録簿謄本の交付、閲覧したい時に提出してください。

提出書類	交付	閲覧
登録電気工事業者登録簿 謄本交付（閲覧）請求書（様式第14）	◎	◎
手数料600円（県証紙）	◎	
手数料440円（県証紙）		◎

◎印の書類が必要です。

各提出書類においては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合は、署名は必ず本人が自署してください。

様式第14（第10条）

県証紙貼付欄（消印を押さないでください）

登録電気工事業者登録簿
謄本交付（閲覧）請求書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 年 月 日

和歌山県知事 殿

請求者

住所

氏名

連絡先Tel

電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定により、登録電気工事業者登録簿の謄本交付（閲覧）を次のとおり請求します。

1 謄本交付の枚数（閲覧の回数）及び手数料の額

2 謄本交付（閲覧）を請求する理由

-
- （備考）
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ×印の項は、記載しないこと。
 - 登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。